

受診の際は必ず領収書・診療明細書を受け取りましょう

- 小学生までの子どもが病院を受診した際、福岡市の助成により、窓口で支払う金額は、1月あたりの上限額が決まっています。
(1診療機関あたり 3歳未満 無料, 小学校就学前 600円, 小学生 1,200円)
- 一方、子ども会の安全共済は窓口で支払った金額に関わらず、医療費総額の30パーセントが支払われる制度です。
このため、共済金請求には、医療報酬(点数)が載った「領収書」または「診療明細書」が必要です。
- 助成により、医療費の支払いがなく、「領収書」が出ない場合も、その都度「診療明細書」をもらい、全ての写しを共済金請求書に添付して下さい。
(写しがないと共済金の請求ができません)

福岡市子ども会育成連合会
TEL 092-731-3573 (月～金曜日)
e-mail fukuokashi@kodomo-kai.or.jp



受診することにより、
点数がわかるものを
必ずもらってくださいね。